

【消費生活の窓口から】

消費者ホットライン188とは？

～5月は消費者月間&5月18日は消費者ホットライン188の日～

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また、「「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、**全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」**にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

また、役場1階総合窓口にも消費生活相談窓口があり、専門の相談員がいます。下記の電話でも受け付けていますので、ぜひ相談にお越しください。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）まで
お電話を！



『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593